

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年12月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000036号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000105号

第1 結論

請求者のA社における平成28年9月1日から平成29年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から平成29年5月までの標準報酬月額については、15万円から30万円とする。

平成28年9月から平成29年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月から平成29年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年9月1日から平成29年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より低くなっている。給与支給明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された管理集計表(以下「賃金台帳」という。)及び請求者から提出された給与支給明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(15万円)を超える報酬月額の支払いを受け、請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料(2万7,273円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年9月から平成29年5月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付し

ていないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 6 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000161 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000106 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年7月31日から平成10年4月6日に訂正し、平成9年7月から平成10年3月までの標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成9年7月31日から平成10年4月6日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年7月31日から平成10年4月6日まで

A社の資格喪失年月日は、平成9年7月31日と記録されているが、同日以降も同社に勤務していたので、調査の上、年金記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年7月31日）より後の平成10年4月6日付けで、平成9年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、請求者と同様に、複数の同僚についても平成10年4月6日付けで平成9年10月の定時決定が取り消され、遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は請求期間において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成9年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理が行われた平成10年4月6日とすることが妥当である。

また、平成9年7月から平成10年3月までの標準報酬月額については、平成9年6月及び同年10月の定時決定における厚生年金保険の記録から、47万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000321号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000107号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年9月1日から同年8月21日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成29年8月21日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月21日から同年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、厚生年金保険の資格取得日の記録が平成29年9月1日となっている。同社には同年8月21日に入社しており、訂正届を提出したが年金記録に反映されていない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び在職証明書並びにA社から提出された平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し、事業主により報酬が支払われていたことが確認できる。

一方、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、事業主は、給与から控除していなかった旨回答しているところ、上記給与支給明細書及び源泉徴収簿により、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成29年8月21日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び源泉徴収簿並びに日本年金機構の回答から判断すると、41万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。